

# (介護予防) 短期入所療養介護利用契約書

(2024年6月8日 現在)

事業所：介護老人保健施設 リバーイースト

(契約の目的)

## 第1条

介護老人保健施設リバーイースト（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本契約の目的とします。

(適用期間)

## 第2条

- 1 本契約の有効期間は、          年           月           日から要介護認定有効期間の満了日までとします。但し、上記契約期間の満了日前に、利用者が要介護区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、利用者の代理人又は身元引受人の変更、本契約、重要事項説明書の改定が行われない限り、また、上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から契約解除の意思表示がない場合には、この契約は同一内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の更新期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定期間の満了日までとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者は、当施設に対し退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

## 第4条

当施設は、利用者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設にて定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅での生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を越えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の集団生活を乱す行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(運営規程の概要)

第5条

当施設の運営規程の概要(事業の目的、職員体制、施設サービスの提供方法等)は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

(利用料金)

第6条

- 1 利用者は、当施設に対し、本契約に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日を目安に発送し、利用者は当施設に対し当額合計をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 利用者が保険料を滞納し、保険給付の制限を受けている場合は、別紙重要事項説明書に記載した額を利用料として、利用者に請求します。
- 4 当施設は、利用者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(記録)

第7条

- 1 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、利用者その他の者(利用者の代理人を含む)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診察録に記載することとします。

(秘密の保持)

第9条

- 1 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者から、予め同意を得た上で行うこととします。
  - ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
  - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(他医療機関への受診・緊急時の対応)

#### 第10条

- 1 当施設では、利用者に必要な日常の医療については当施設の医師やスタッフが担当することになっています。したがって当施設利用中は外出・外泊中を含め、外部医療機関の受診は原則できません。
- 2 ただし、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合に限り、協力医療機関等での診察を依頼することがあります。
- 3 入所利用中に協力医療機関等への受診が必要になった場合、心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者が指定する箇所へ速やかに連絡しますので、ご協力をお願いします。

(苦情対応)

#### 第11条

- 1 利用者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての苦情等について、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情を申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

(賠償責任)

#### 第12条

- 1 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(施設が賠償責任を負わない場合)

#### 第13条

- 1 この契約の有効期間中に介護保健施設サービスの提供に伴って利用者に生じた損害であっても、次の各号に該当する場合は、施設は賠償の責任を負いません。
- 2 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。
- 3 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。
- 4 利用者の急激な体調の変化など、施設が実施したサービスを原因としない事由により起因して損害が発生した場合。
- 5 利用者が、施設もしくは職員の指示に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

(利用者代理人)

#### 第14条

- 1 当施設は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合には、当施設は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(身元引受人(連帯保証人))

#### 第15条

- 1 当施設は利用者に対し、身元引受人を求めます。ただし、利用者に身元引受人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく契約者の事業者に対する債務について、契約者と連携し履行の責を負うとともに、次に定める事項について必要な行為をします。
  - 一 利用者が医療機関に入院する場合、入院の手続きが円滑に進行するように協力すること。
  - 二 契約終了の場合、当施設と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
  - 三 利用者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な処置をとること。

(利用契約に定めのない事項)

#### 第16条

この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

上記のとおり、(介護予防)短期入所療養介護の契約を締結します。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

契約者(利用者)

住 所

氏 名

電 話

上記代理人及び身元引受人(連帯保証人)

住 所

氏 名

(事業者) 所在地 小田原市永塚344-1

事業者名 公益財団法人積善会 介護老人保健施設リバーイースト

代表者名 理事長 長谷川 剛